

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

○企業間の連携として、オープンイノベーションを活用した共同製作事業、新規事業に取り組みます

○取引先からの共同事業者・専門スタッフをチーム化し、企画製作及び人材育成にあたります

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

○価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等により明示を行います。

○手形などの支払い条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

○知的財産・ノウハウ

自社の技術やノウハウを活用し、顧客満足を目指した企画製作をチームで目指す中で、相手のニーズに応えるべくソリューションを提供してまいります。また、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

○働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や、急な仕様変更を行いません。災害時においては取引先に一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○取引先との長期的なビジネスパートナーシップを目指し、相手のニーズや期待に対して正直にかつ迅速に対応し、信頼関係を構築してまいります。

○取引先と適宜、また定期的にミーティングを行って情報を共有し、問題解決に向けたアプローチを共同で検討してまいります。

2023 年 4 月 20 日

株式会社 ボクラ団社

企 業 名

代表取締役 久保田 唱

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。